費用		特別利益	
及び負担金		前期損益修正益	
広告費		固定資産売却益	
諸謝金		固定資産評価益	
食糧費		当期損失金	
負担金			
消費税			
交際費			
選挙費			
構成組合負担金			
信託等売買手数料			
雑費			
減価償却費			
（引当金繰入）			
災害補てん引当金繰入			
特別修繕引当金繰入			
（事業外費用）			
支払利息			
開発費償却			
有価証券売却損			
有価証券評価損			
償還差損			
雑損			
特別損失			
前期損益修正損			
固定資産売却損			
固定資産除却損			
固定資産評価損			
当期利益金			

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同項第一号中「百分の二十五・三」を「百分の二十五・九」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の五十一・九」を「百分の五十二・八」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同項第一号及び第二号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条第三項の表中「平成二十五年五月」を「平成二十六年五月」に、「平成二十五年八月」を「平成二十六年八月」に、「平成二十六年十一月」を「平成二十七年一月」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条、次条及び附則第三条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（退職等年金給付事業の準備行為）

第二条　地方職員共済組合又は市町村連合会は、平成二十七年九月三十日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（経理単位の特例）

第三条　地方職員共済組合又は市町村連合会は、前条に規定する準備行為を行う場合には、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設けるものとする。

2　地方職員共済組合又は市町村連合会の退職等年金給付準備業務経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表による。

第四条　地方職員共済組合又は市町村連合会の退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、この省令の施行の日において地方職員共済組合又は市町村連合会の退職等年金給付業務経理が承継する。

附則別表

退職等年金給付準備業務経理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
流動資産	現金	何々経理より借入金	流動負債	短期借入金	何々経理より借入金
	小口現金			未払消費税	
	当座預金			未払金	
	普通預金			未払費用	
	通知預金			預り金	
	定期預金			受入保証金	
	金銭信託			仮受金	
	有価証券		固定負債	預り有価証券	
	貸付信託			長期借入金	
	証券投資信託			（引当金）	
	保管有価証券			退職給与引当金	
	貯蔵品			災害補てん引当金	
	立替金				
	仮払金				
	前払費用				
	未収収益				